

生産行程管理業務規程

作成日：平成30年11月15日

更新日：令和3年4月1日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒990-8570)

ヤマガタケン ヤマガタシ マツナミ

山形県 山形市 松波二丁目8番1号

名称（フリガナ）：ヤマガタケン シンコウキョウギカイ

山形県「ラ・フランス」振興協議会

代表者（管理人）の氏名： 会長 佐藤 純

ウェブサイトのアドレス：

<https://www.pref.yamagata.jp/la-france/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（なし）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ヤマガタ

山形ラ・フランス、Yamagata La France

4 明細書の変更

山形県「ラ・フランス」振興協議会（以下、「協議会」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 生産地・品種の確認

協議会の構成団体である農業協同組合、生産者団体など（協議会規約別表3に列挙。以下、「出荷団体」という。）は、所属の生産者に生産者・栽培管理報告書（生産者用）を作成・提出させ、その記載内容を確認し生産者・栽培管理報告書（出荷団体用）に取りまとめるとともに、その内容を協議会に提出する。協議会は生産者・栽培管理報告書（出荷団体用）の内容を確認する。

出荷団体に所属しないで協議会に入会している個人の生産者（以下、「個人生産者」という。）は、生産者・栽培管理報告書（個人生産者用）を協議会に提出し、協議会はその内容を確認する。

なお、協議会は、明細書に記載の品種を用いていないことが疑われる場合は、現地調査等を実施する。

(2) 栽培方法の確認

出荷団体は所属の生産者に、生産者・栽培管理報告書（生産者用）を作成・提出させ、剪定・摘果状況について確認し、生産者・栽培管理報告書（出荷団体用）に取りまとめるとともに、その内容を協議会に提出する。協議会は生産者・栽培管理報告書（出荷団体用）の内容を確認する。

個人生産者は、生産者・栽培管理報告書（個人生産者用）と、剪定・摘果の実施状況がわかる画像を協議会に提出する。画像の提出が困難な個人生産者については、協議会が現地調査で確認する。

さらに出荷団体・個人生産者を含む協議会の構成員は、常に現地の状況を相互に確認し、必要な栽培方法がとられていない園地がある場合は、出荷団体所属の生産者は出荷団体に報告し、出荷団体・個人生産者は現地状況確認報告書を速やかに協議会に提出する。また、必要な栽培方法がとられている場合は、出荷団体所属の生産者は出荷団体に報告し、出荷団体・個人生産者は生産者・栽培管理報告書にその旨を記載し、協議会に提出する。協議会は、現場から必要な栽培方法がとられていない園地がある旨の報告を受けた場合は、現地調査等を行う。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

(出荷規格)

出荷団体は、出荷団体の共選により選別・箱詰めされた「山形ラ・フランス」又は生産者の個選により選別・箱詰めされた「山形ラ・フランス」を共販する際に、生産者が前記（1）（2）で確認を受けた者であること、出荷規格、出荷数量を確認するとともに、出荷数量について出荷実績報告書に記載し協議会に提出する。協議会は、その内容を確認すると共に、市場巡回等で最終製品の確認を行う。

個人生産者は、自ら規格を遵守し、年1回以上、協議会による現地調査等を受入れる。協議会は現地調査等において、個人生産者が前記（1）（2）で確認を受けた者であることと出荷規格を確認する。また個人生産者は、出荷数量について出荷実績報告書に記載し、協議会に直接提出し、協議会は、それらの内容を確認する。

(出荷の開始)

協議会は、生産地で県と出荷団体が設定する、産地で適正な処理方法で追熟した場合に最も早く消費者が購入できる日である基準日を、紙面、ウェブ、マスメディアを通じて協議会構成員に周知する。また出荷団体と個人生産者は、基準日以降に消費者が購入できるように出荷することを遵守するとともに、遵守状況について、出荷実績報告書に記載し協議会に提出する。出荷団体・個人生産者を含む協議会の構成員は、基準日より前の販売が確認された場合、協議会に報告する。協議会は、構成員からの報告や消費地の市場関係者等から情報提供を受けた場合は、現地調査等を行う。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培方法について

協議会は、前記5の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、生産者の「山形ラ・フランス」としての出荷の停止を命じ、協議会規約に基づき、協議会から当該生産者を退会させることができるものとする。

(2) 出荷規格・最終製品について

協議会は、明細書に記載の基準を満たさない「山形ラ・フランス」については、「山形ラ・フランス」及び登録標章を付した状態で出荷させない。

(3) 基準の遵守について

協議会は出荷団体に対し年1回以上の研修会等を実施し、出荷団体はその内容を生産者に紙面等で周知することによって、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準について遵守徹底を図るよう指導する。さらに、個人生産者に対しては、5(3)の確認時に、明細書に記載の各基準について遵守徹底を図るよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 協議会は、5(3)の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたなしについてのみ、地理的表示である「山形ラ・フランス」及び登録標章が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「山形ラ・フランス」及び登録標章を使用している包装等についても確認する。

(2) 協議会は、前記(1)の確認の際には、以下のなしが無いことを確認する。

- ア 明細書に記載の生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないなしであるにもかかわらず、地理的表示である「山形ラ・フランス」及び登録標章が使用されているなし
- イ 地理的表示である「山形ラ・フランス」のみが使用されているなし
- ウ 登録標章のみが使用されているなし
- エ 地理的表示である「山形ラ・フランス」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているなし

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 協議会は、7(2)の確認の際に、下記に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合には、生産者の「山形ラ・フランス」としての出荷の停止を命じ、協議会規約に基づき、協議会から当該生産者を退会させることができるものとする。

- ア 明細書に記載の生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないなしであるにもかかわらず、地理的表示である「山形ラ・フランス」及び登録標章を使用している場合
- イ 地理的表示である「山形ラ・フランス」のみを使用している場合
- ウ 登録標章のみを使用している場合
- エ 地理的表示である「山形ラ・フランス」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 協議会は地理的表示の適正な表示について、出荷団体に対し年1回以上の研修会等を実施し、出荷団体はその内容を生産者に紙面等で周知徹底を図る。さらに、個人生産者に対しては、5(3)の確認時に、地理的表示の適正な表示について周知徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

協議会は、4月1日から翌年3月末日までを一年度として、年度終了後三ヶ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5生産行程管理業務審査基準別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料
生産者・栽培管理報告書（出荷団体用）（個人生産者用）を取りまとめたもの
出荷実績報告書を取りまとめたもの
現地状況確認報告書を取りまとめたもの
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

- (1) 協議会は、前記9により作成提出した書類に加えて以下の書類を、その提出日から5年間保存するものとする。
 - ア 出荷団体が所属の生産者から提出された報告書を取りまとめて協議会に提出した生産者・栽培管理報告書（出荷団体用）
 - イ 個人生産者が協議会に提出した生産者・栽培管理報告書（個人生産者用）
 - ウ 出荷団体と個人生産者が協議会に提出した出荷実績報告書
 - エ 出荷団体と個人生産者が協議会に提出した現地状況確認報告書
- (2) 生産者が出荷団体に提出した生産者・栽培管理報告書（生産者用）については、出荷団体が5年間保存するものとする。

11 連絡先

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] [Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted]